

令和6年11月定例総会議事録

- 日 時 令和6年11月19日（火） 午前9時30分～午前10時40分
- 場 所 佐賀市役所 4階 大会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 - 第2号 農地法第5条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）
 - 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第7号議案 非農地通知について
 5. 閉 会

午前9時30分 開会

○ 会長

皆さん、改めましておはようございます。

最近、非常に朝夕が冷え込んでおりました。平坦部でも、大豆の刈り取りということで、まだまだこの秋、忙しい日々を過ごしております。

また、新聞紙上では、毎日のように103万円の話が出ています。労働意欲が沸くような政策をしていただきたいと思います。その点、子どもさんとか孫とかいらっしゃる方もいますけど、働き方を改善することはいいことかなと思いますので、さらに所得を増やして日本国民が潤うように政策をやっていただきたいと思います。そうすれば、もっと明るい国になるかなと思いますので、そのように期待をしています。

先ほどの報告のとおり、本日の出席委員は19名で、定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和6年11月定例総会を開会します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出6件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知17件、報告第3号 使用貸借解約通知2件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出2件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請8件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請4件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請13件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転16件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定79件、第7号議案 非農地通知について1件。

以上となっております。

ここで、皆さんに報告します。

現地調査については、南部は11月11日、北部は11月12日に行っております。また、調査会については、南部が11月13日、北部が11月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、20番委員の野田悦伸委員、21番委員の田中郁子委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた、議案書15ページから17ページまでの農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番、並びに審議番号6番の審議結果について、私から報告いたします。

令和6年11月15日に開催された、第104回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答さ

れた。

以上で、報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書 1 ページ及び 2 ページをお開きください。

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出

1～6

○ 会長

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 届出、報告番号 1 番から 6 番までの 6 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 3 ページから 6 ページまでをお開きください。

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知

1～17

○ 会長

報告第 2 号 農地法第 18 条合意解約通知、報告番号 1 番から 17 番までの 17 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 7 ページをお開きください。

報告第 3 号 使用貸借解約通知

1・2

○ 会長

報告第 3 号 使用貸借解約通知、報告番号 1 番及び 2 番の 2 件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書 8 ページをお開きください。

局長専決処分報告第 1 号 農地法第 4 条による届出

○ **会長**

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。
次に、議案書9ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1～3

○ **会長**

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

意見なしということで、次に進みます。
次に、議案書10ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

○ **会長**

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、申請地を建設業者の駐車場として利用する計画で、令和6年6月に農地法第5条の転用許可を受けていましたが、その後、仕事の受注状況などから駐車場が必要なくなったとのことで、取消願が提出されたものです。

なお、この案件について調査会において審議したところ、取消事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

この駐車場が必要なくなったということで、取消願が出ていますが、その後この農地は耕作をされていくのでしょうか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

耕作を再開されるということはないようです。来月の議案になりますが、建売分譲住宅3棟ということで申請が出ているところです。以上です。

○ **会長**

事務局からの説明でよろしいですか。

○ **委員**

はい。

○ **会長**

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書11ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2

○ **会長**

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号2番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、〇〇委員には一時退室していただき、審議の順序を変更し、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ **会長**

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号2番は、普通売買の案件です。

委員から、各農業委員には、農地の受け手の掘り起こしに苦勞されているところですが、これからも農地利用の最適化に努めてもらいたい旨の意見がありました。

その他、この案件については、農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ **会長**

次に、議案書11ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

2を除く1～4

○ **会長**

審議番号2番を除く、審議番号1番から4番までの3件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は贈与の案件、審議番号3番及び4番の2件は普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番を除く、審議番号1番から4番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書11ページ及び12ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5～8

○ **会長**

審議番号5番から8番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号5番及び6番の2件は贈与の案件、審議番号7番及び8番の2件は普通売買の案件です。

委員から、審議番号8番の売買単価について確認があり、事務局から、価格は双方合意の上で決められたと聞いている旨の説明がありました。

また地元委員からは、金額については、申請地の取得を希望した他の農業者との競合があったと聞いている旨の説明がありました。

その他、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないことから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この4件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この4件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この4件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号5番から8番までの4件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページ及び17ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7

○ **会長**

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番の2件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、転用目的が「上水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものと

して申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番の2件は、転用目的が「上水管理設工事」の一時転用の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決としました。

申請人は、農業を営んでいますが、農業施設への上水の整備にあたり、申請地に上水管を埋設したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番

号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号7番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページ及び14ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

2・3

○ 会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「農業施設の敷地拡張」の農振の用途区分変更を経た案件で、申請人は、農業を営んでいますが、農業施設が手狭となったため、現在使用している農業施設を拡張して利用したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「貸残土置場の敷地拡張」の全体見直しによる農振除外を経た案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、以前から申請地に隣接する土地を、近隣の管工事業者に残土置場として貸していましたが、今回、残土置場の敷地を拡張したく、申請されたものです。

委員から、申請地の被害防除について、土砂が流出しないか確認したところ、申請人から、申請地は周囲のU字溝より低く整地を行い、土砂の流出がおきないような利用を行う旨の回答がありました。

また、委員から、申請地の現況について確認があり、申請人から、申請地は、残土が越境して置かれていたため、今回の申請にあたって残土を申請地の外に移動させたが農地復元には至らなかった。調査会での意見を受け、農業委員会総会までに農地の復元を行う旨の回答を得ました。

この結果、周辺への被害防除計画については、調査会での申請人の説明を受け、問題ないことを確認し、その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性等についても問題ないことを確認しました。

また、申請地を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、申請人から、総

会までの農地復元の確約を得たこともあり、許可相当と判断しました。

その後、11月18日に地元農業委員及び事務局より、申請地の農地復元を確認した旨の報告を受けています。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。

質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○ **委員**

農振除外の決定がされてから約6年が経過をしていますが、長期にわたって申請がなかった理由は何かあるのでしょうか。

○ **会長**

事務局どうぞ。

○ **事務局**

こちらについては、農業振興課が一括して全体見直しということで狭小な農地などを除外する手続きをとっており、それが遅くなった理由と考えられます。

○ **会長**

今の説明で、よろしいでしょうか。

○ **委員**

はい。

○ 会長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

4

○ 会長

審議番号4番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号4番は、転用目的が「貸資材置場」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、申請地に隣接する場所に居住していますが、設備工事を行う事業者から、申請地を資材置場として利用したいとの申出があったため、申請地を資材置場として整備し貸し出したいと、申請されたものです。

委員から、申請地西側及び南側の境界よりやや内側にコンクリートブロックを新設するにあたり、法面の草刈り管理をどうするのか質問があり、申請人から、貸人として定期的に草刈りを行う旨の回答を得ました。

また委員から、申請地内の排水箇所について確認があり、申請人から、今後問題が出てきた場合は、他の排水方法を検討するなどの対応を行っていく旨の回答を得ました。

さらに委員から、東側にある住宅への影響について確認があり、申請人から、土やほこり等を考慮し、資材にシートを被せるなどの対応を行うよう、借主をお願いする旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの(イ)のcの(e)と決定しております。

以上のことから、この案件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書15ページから17ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

7を除く1～8

○ **会長**

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請 審議番号7番を除く、審議番号1番から8番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「分家住宅」の農振除外を経た案件で、申請人は現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に近く、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な

施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね 500 m²を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）の c と決定しております。

審議番号 2 番及び 3 番の 2 件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道付近で、交通の便が良く、近隣に医療施設があることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北側に農地が残ることになるが、申請者から住宅購入者に対し、農業者の営農への理解を求めてもらいたい旨の意見がありました。

また、委員から、申請地は、出入口が南側国道からの 1 か所しかなく、国道は交通量も多いことから、交通安全に特に注意してもらいたい旨の意見がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」に該当するため、第 1 種農地イの（ア）の a。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第 1 種農地イの（イ）の c の（e）と決定しております。

審議番号 4 番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は借家に居住していますが、子どもの成長に伴い、手狭になったため、住宅の建設を計画したところ、申請地は実家に隣接していることから、適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第 2 種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号 5 番は、転用目的が「特定建築条件付売買予定地」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で交通の便が良く、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地は幼稚園や小学校にも近いことから、工事の際には事故等に気を付けてもらいたい旨の意見がありました。

また、委員から、東側水路の被害防除について確認したところ、申請人から、境界には新設の鉄筋コンクリート杭柵護岸を設置する計画で、外側にある既存の木柵との間は、関係機関から草が生えないよう張コン等の施工を行ってもらいたい旨の要望を受けているとの回

答がありました。

さらに、委員から、申請地北側宅地の既存コンクリートブロックとの境界について確認があり、申請人から、新設コンクリートブロックとの隙間については、コンクリートで埋める計画である旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地の一部を許可なく転用されていた件についても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「駐車場」の一時転用の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、半導体製造装置の組立て業等を営んでいますが、事業規模の拡大に伴い、駐車場が不足していることから、新たな駐車場を整備するまでの期間、申請地を従業員駐車場として利用したく、申請されたものです。

委員から、申請地までの道路は、見通しが悪いところがあり、通学路も近いことから、交通安全を促す看板等を設置してもらいたい旨の意見がありました。

また、委員から、申請地の東には農地があるため、営農に支障がでないようにしてもらいたい旨の意見がありました。

さらに、委員から、通行する車両が増えることでの支障はないか確認したところ、工事の際や、農地復元の際、道路の破損があれば補修を行う旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、農地復元確約書も提出されていることから、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号8番は、転用目的が「漁家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、現在の資材置場では手狭であるため、申請地に敷地を拡張したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、

第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この7件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号2番及び3番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号2番及び3番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号8番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

9～13

○ 会長

審議番号9番から13番までの5件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号9番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、借家に居住していますが、住宅の建設を計画したところ、申請地は閑静な集落内にあり、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

地元委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「障がい者グループホーム」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は市内などで福祉事業を営んでいますが、今般、新たに障がい者グループホームの建築を計画したところ、申請地は閑静な集落内にあることから、適地と判断し申請されたものです。

委員から、南側道路との境界付近の雨水排水計画について確認があり、申請人から、雨水は申請地内南側の集水桝へ集まるよう計画しており、南側の道路境界には影響がないと考えている旨の説明がありました。

また、委員から、グループホームでの活動内容について質問があり、申請人から、利用者の居宅であり、作業などを行う場所ではないとの回答を得ました。

さらに委員から、住民への説明について確認があり、申請人から、近隣住民に対してはこれから挨拶を行うつもりであり、地域活動については、従業員も含めて対応していく旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号11及び12番の2件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、近隣に教育施設もあることから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地に囲まれる雑種地の大部分を残した経緯について確認があり、申請人から、近隣に居住する所有者が、すでに駐車場として使用しており、引き続き使用する意思があることから、開発道路の一部となる部分以外は除いて、申請することになった旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号13番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、住宅の建設を計画したところ、申請地は国道に近く、適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地に住宅を建設するのに必要な他法令の許可等について確認があり、事務局から、申請地は都市計画区域外で、開発に規制がない地区だと聞いている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この5件については、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで、皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号11番及び12番の2件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番及び12番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 13 番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書 20 ページ及び 21 ページをお開きください。

第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1～10

○ 会長

第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号 1 番から 10 番までの 10 件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号 1 番から 10 番までの 10 件：50,378 m²について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 10 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 10 件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 10 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 1 番から 10 番までの 10 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 22 ページ及び 23 ページをお開きください。

第 5 号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

11～16

○ 会長

次に、審議番号 11 番から 16 番までの 6 件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 北部調査会長

報告します。

審議番号 11 番から 16 番までの 6 件：40,420 m²について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 6 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この 6 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 6 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、審議番号 11 番から 16 番までの 6 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 24 ページ及び 31 ページをお開きください。

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

4・33

○ 会長

第 6 号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号 4 番及び 33 番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この 2 件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います

が、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。
それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○ 会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ 南部調査会長

報告します。

審議番号4番及び33番の2件

新規 1件：1,301 m²

更新 1件：1,957 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ 会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 会長

異議なしと認めます。

よって、審議番号4番及び33番の2件については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○ 会長

次に、議案書24ページから35ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

4・33を除く1～53

○ 会長

審議番号4番及び33番を除く、審議番号1番から53番までの51件を議題とします。
南部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **南部調査会長**

報告します。

審議番号4番及び33番の2件を除く、審議番号1番から53番までの51件

新規 7件： 37,969 m²

更新 44件： 218,274.18 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この51件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この51件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この51件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号4番及び33番を除く、審議番号1番から53番までの51件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書36ページから41ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

54～79

○ **会長**

審議番号54番から79番までの26件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号 54 番から 79 番までの 26 件

新規 13 件： 72,098 m²

更新 13 件： 84,089 m²

について、調査会において審議したところ、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この 26 件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、この 26 件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この 26 件について、計画どおり承認することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。

よって、審議番号 54 番から 79 番までの 26 件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書 42 ページをお開きください。

第 7 号議案 非農地通知について

1

○ **会長**

第 7 号議案 非農地通知について、審議番号 1 番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○ **北部調査会長**

報告します。

審議番号1番について、地元農業委員による現地調査を行い、調査会において審議しました。申出地は、山林・原野化等により再生が困難であるため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で、報告を終わります。

○ **会長**

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、非農地とすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和6年11月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ **会長**

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和6年11月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時40分 閉会